The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「かげなびく」考 : 大臣在任を表す歌ことば
Author(s)	佐藤, 明浩
Citation	詞林. 2017, 62, p. 13-27
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67205
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「かげなびく」考
――大臣在任を表す歌ことば――

佐藤　明浩

一　はじめに

和歌に用いられることばとして、官職名は興味深い様相を呈している。官職名は多く漢語であるから、そのまま和歌に詠まれる名は多くなく、和語に和らげた形が用いられたり、異称が用いられたりする。たとえば、「衛士（ゑじ）」はそのままの語形で詠まれる一方、近衛府の武官については、そのまま「ちかきまもり」と和らげられる場合もあれば、唐名の「羽林」を和らげて「はのはやし」と詠まれる場合もあるなど、多様なあり方がみられる。なかでも大臣の異称とされる「かげなびく」は「なびく」という動詞を含む点でも特徴的であり、注目される。

歌学書類では、『奥義抄』[1]上・物異名に「大臣　かけなひく」とあり、『和歌初学抄』物名、『八雲御抄』三・枝葉部などにも、「大臣」の異称として「かけなひく」を掲げている。後に取り上げる諸例からも、ひとまず「影靡く」の意を表す語句と考えられるであろう。

後述するように、現今の注釈で「かげなびく」を任大臣の意に解しているものも多く、あらためて考証を加えるまでもないのかもしれないが、実態を正確に把握し、歌ことばとしての性格を考えることにも意味はあると考える。本稿では、勅撰和歌集入集歌を中心に検討を加える。なお、和歌の引用は、とくに注記しない限り、私家集は新編私家集大成（古典ライブラリー）、それ以外は新編国歌大観（角川書店・古典ライブラリー）に拠る。史料については、とくに注記しない限り、『公卿補任』を含め新訂増補国史大系（吉川弘文館）、大日本史料ほか（東京大学史料編纂所データベース）に拠る。なお、表記は私意により改めたところがある。

二　大臣在任の実績を詠む和歌（勅撰集）

勅撰和歌集入集歌のうち、「かげなびく」が大臣在任の実績に応じて用いられているとみられる諸例について、確認す

る。

ア　『新勅撰和歌集』十七・雑二（一一五八）

述懐の心をよみ侍りける　　内大臣

いかさまにちぎりおきてしみかさ山かげなびくまで月を見るらん

作者「内大臣」は西園寺実氏。寛喜三年（一二三一）四月二十六日、三十八歳で内大臣に任じられた。また、左近衛少将、左中将を歴任した後、貞応元年（一二二二）右近衛大将となり、貞永元年（一二三二）十月までその職にあった。神作光一・長谷川哲夫『新勅撰和歌集全釈』六（風間書房　二〇〇六年三月）は「大臣になることを「かげなびく」という語によって言い表し」としている。[2] 同書も指摘するように、古注釈においても、別本『新勅撰抄』『祖能抄』[3]『公古抄』[4]などで「かげなびく」が「大臣」を表すと解されている。一方、和歌文学大系6『新勅撰和歌集』（中川博夫著　明治書院　二〇〇五年六月）には、「かげなびく」が任大臣を表すことへの言及はなく、「三笠山」について「「御笠」から近衛府を寓意するとし、補注で「左少将から左中将を経て右大将に到る作者の経歴の感懐か」と述べている。ここでは、後述する諸例をも考え合わせて、当該歌の「かげなびく」は任大臣を表し、また、近衛府などの異称としての三笠山については別の稿で述べる予定であるが、「みかさ山」は近衛大将在任をも示しているとみておく。すなわち、右大将にして大臣に任じられた栄誉を詠んだ歌と考える。なお、景物の文脈についてみると、「月」の描写として「かげなびく」と詠んでおり、「かげ」は月の光を意味していることを確認しておく。

イ　『続拾遺和歌集』十・賀（七五五）

建長五年七月三首歌に　　冷泉太政大臣于時内大臣左大将

かげなびくひかりは身にもあまるらんのぼるみかさの山のはの月

作者「冷泉太政大臣」は西園寺公相。建長四年（一二五二）十一月十三日、三十歳で内大臣に任じられ、また、建長二年十二月二十四日に右近衛大将となり、同五年四月八日に左大将に転じた。詞書から知られる詠作年時建長五年七月には、作者名の注記にあるように内大臣兼左大将であった。当該歌は「かげなびく」、「みやさの山」の「月」を詠んでいる点、先の新勅撰歌と同様である。「かげなびく」が大臣在任、「みかさの山」が近衛大将在任を表していることも共通していると考えてよいであろう。[5] 和歌文学大系7『続拾遺和歌集』（小林一彦著　明治書院　二〇〇二年七月）に「内大臣兼左大将の栄誉を詠う」と注されるとおりである。景物の文脈としても、やはり、「月」の光を「かげなびく」と叙している。

ウ　『続千載和歌集』五・秋下（四六五）

前大納言為世玉津島社にて歌合し侍りしに、月　　前内大臣重

つかへつつみるぞかひある影なびく我が身いそぢの秋の

よの月

作者は中院通重。元応元年（一三一九）閏七月二十八日、内大臣に任じられ、同年十月十八日に辞している。「影なびく」は任大臣を表すと考えられる。歌の内容からも、内大臣在任中の詠とみるのが妥当であろう。当時、通重は五十歳であり、「いそぢ」とあるのとも符合する（もっとも、四十代、五十代であれば年齢を「いそぢ」と表して不都合はないから、「いそぢ」の語によって詠作時ちょうど五十歳であったと限定することはできない）。詞書にある為世主催の玉津島社歌合は、『拾遺現藻和歌集』三・秋（古典ライブラリー・歌書集成）に、

前大納言為世卿玉津嶋社にて哥合し侍る時

前権僧正雲雅

□[くカ]もりなき影こそあらめ見る人の心さへすむ秋の夜の月（二〇一）

などとあるのと同じ機会であろうか。同集にはほかにも、三首（経継・一八三、実超・二一八、津守国道・三七五＝『新拾遺和歌集』神祇にも入集〈一四三一〉）が同様の詞書にて収載されている。これらは、「月」を含む秋の題を中心として元応元年秋に催行された歌合を同一詠作機会として想定することが可能である。

ところで、井上宗雄[6]は、『続千載和歌集』における作者の官位記載について、「大混乱をきたしている」とし、同一人でありながら官位記載の異なっている例の一つとして、「通重は前内大臣重・前大納言」と指摘している。すなわち、通重の作者名表記が「前内大臣重」であるのはここで取りあげた秋下の一首のみで、他の二首（羈旅・七八四、恋五・一五七四）では「前大納言通重」（正和五年（一三一六）閏十月四日―元応元年閏七月二十七日に該当）となっている。通重が内大臣に任じられた元応元年閏七月二十八日より前に対応する「前大納言」と、内大臣を辞した同年十月十八日以降に当たる「前内大臣」との二通りの表記が並存するのであり、秋下の「つかへつつ」歌が集の編纂過程で他の二首よりも後に追加されたことが窺われる。ここで注目されるのが、『勅撰作者部類[7]』の記事である。

中院入道内大臣通重〈従一位権大納言通頼男〉〈才一春宮大夫玉一権大納言又前内大臣重　秋下追加　戈三権大納言又内大臣　新千二〉（佐藤注：勅撰集の略号は、才（新後撰）、玉（玉葉）、戈（続千載）、新千（新千載））

小川剛生は、校訂附記に「入集注記「権大納言又前内大臣重秋下追加」は、続千載に懸けるべき」とし、論考で、

①（佐藤注：続千載・秋下・四六五）は続千載集の返納後、宿願成就を祝って元応二年九月に為世一門が住吉玉津島社に詣でた時の詠であるから、明らかに追加された作品である。

と述べ、次のように注している。

続千載集の作者表記は一応は元応元年四月十九日の奏覧

の時点を基準としていて、作者通重も三首のうち二首は「前大納言通重」として採られている。この歌のみ「前内大臣重」とする。通重は元応元年閏七月二十八日内大臣となり、十月十八日辞退した。この歌の「かげなびく」とは大臣を意味する歌語であって、僅か三ヶ月でも在任した栄誉を誇るものであるから、作者表記はどうしても「前内大臣重」でなければならない。しかし、この歌が追加されても、他の二首の表記を統一することはしなかったのであろう。

周到な考察である。ただし、小川は通重歌の詠作年時を「元応二年九月」としており、先に内大臣在任中の元応元年秋とした私見とは一年の差がある。小川が「元応二年」とするのは、次の『増鏡』[8]秋のみ山の記事をあわせ考えているからであろう。

さて大納言は、人々に歌すすめて、玉津嶋の社に詣でられけり。大臣・上達部よりはじめて歌よむと思へる限り、この大納言の風を伝へたるは洩るるもなし。子ども孫どもなど、勢ひことに響きて下る。まづ住吉へ詣づ。逍遙しつつののしりて、九月にぞ玉津嶋へ詣でける。歌どもの中に、大納言為世、

今ぞ知る昔にかへるわが道のまことを神も守りけりとは

かくて元応二年四月十九日勅撰は奏せられけり。続千載といふなり。

これについて、井上注（6）著書は、「下向は元年の事の如くにも見えるが」としながらも、「右の増鏡の奏覧日が疑問の事、また二年八月頃にほぼ完成したらしい事によって、完成直後の二年秋下向とするのが妥当ではあるまいか」（二三六ページ）としている（講談社学術文庫も同様の見解）。『増鏡』の記事については、為世の玉津島社参詣の年時が必ずしも元応二年と断定することはできないこと、また、この参詣と例の玉津島社歌合が同一機会ではないと考える余地もあることが指摘できようか。ここでは、『増鏡』記事との関係はひとまず措いて、「つかへつつ」と詠みだす通重歌の内容が内大臣在任中にふさわしいことを重視し、当該玉津島社歌合は文応元年秋の催行である可能性が高いと考えておく[9]。

エ『新千載和歌集』二十・慶賀（二三二七）

前内大臣重菊第より大臣の拝賀申しける次に人人歌よみ侍りけるに、秋祝といへることをよめる

権大納言公直母

かげなびく光をそへて此宿の月もむかしをうつすとぞみる

詞書の「前内大臣重」は西園寺公重で、貞和五年（一三四九）九月十三日、内大臣に任じられ、翌観応元年三月二十六日、拝賀のことがあり、同二年四月十日に辞している。なお、後に公重は南朝に赴き、太政大臣に任じられた。任内大臣の記

事は『園太暦』[10]（貞和五年九月十三日）にも、「今日左将軍（公重）可有任槐事云々、年歯過二毛纔一年」などとみえ、以下、記主公賢の筆致は批判的であるが、それはさておき、「二毛」（三十二歳、潘岳「秋興賦序」による語）を一年過ぎた三十三歳であったことも確かめられる。また、「借住公直朝臣今出川〈號菊第、〉宿所」とあり、公直の菊亭を仮の宿としていたことも知られる。翌年の拝賀の際も、「自菊第出立」（『大日本史料』所引『公清公記』観応元年三月二十六日）と菊亭を仮の宿としていたごとくで、「かげなびく」歌の詞書と符合している。歌の上の句「かげなびく光をそへて」は、公重の任内大臣を慶賀し、その栄光が仮の宿である「此宿」（菊亭）[11]にも加わることをいう。下の句では、歌題「秋祝」に応じて「月」を詠み、「かげなびく」の縁語ともなっている。

さて、「むかしをうつす」と詠まれる背景について考える。作者公直母は、京極為兼の猶子となった為基の女。子の公直は系譜上、今出川実尹の子と伝えられるが、実尹の死去を伝える『中院一品記』[12]康永元年（一三四二）八月二十一日に「今暁今出川大納言實尹卿〈故前右府兼季公嫡子也。元春宮大夫先日依所労辞退云々。〉薨去〈年齢廿四〉。虚労云々。不便〻〻。舎弟公直成父子儀令相續家門八歳人也云々」とあることなどから、実は実尹の弟、すなわち兼季の子で、実尹の早世により、その家督を嗣いだことが知られる。これについては、岩佐美代子[13]が『竹むきが記』の記事を取り上げながら、明らかにしている。実尹は正二位権大納言春宮大夫に至るも二十五歳（『公卿補任』など）で早世してしまったので、大臣にはならなかったが、父の兼季は、元亨二年（一三二二）四十一歳で右大臣、正慶元年（一三三二）五十一歳で太政大臣に任じられていた。「むかし」とは、往時、菊亭を伝領した兼季が大臣に任じられた栄光をいうのであろう。兼季との間に生まれた公直がはからずも家督を嗣いで菊亭を伝領することになったという作者の立場を勘案すると、その公直が将来、大臣となることへの期待をひそませているとも想像される。詞書に拝賀の際の宿所が「菊亭」と明示されているのにもそれなりの意味があったと考える。さて、公直は永和四年（一三七八）八月二十七日四十四歳で内大臣に任じられた。公直母は永和四年正月十五日に亡くなっている（『公卿補任』）から、息子の任大臣を目にすることはなかったことになる。その後、公直は、明徳五年（一三九四）三月二十八日六十歳で右大臣、翌応永二年四月七日左大臣に任じられている。なお、『菊葉和歌集』七・賀（九六一）に次の公直の作がみえる。

オ　大臣になり侍りて後、月をみてよめる
　　入道前左大臣
　三笠山峰をばこえて影なびく月をぞいまは袖にやどせる

大臣在任の立場が、ここでも「影なびく」と示されている。この歌でも、景物としては、「月」との関わりで「影なびく」が詠まれていることを確認しておく。

カ『新拾遺和歌集』十八・雑上（一五五六）

春歌中に　　八条入道内大臣

家の風吹きぞつたへん春日山末ばの藤もかげなびくまで

作者の正親町三条公秀は、文和元年（一三五二）十一月二十七日、六十八歳で内大臣に任じられ、翌文和二年七月二日に出家した。「家の風吹きぞつたへん」の背景を確認しておく。公秀の「家」、正親町三条家は、公氏―実蔭―公貫―実躬―公秀と続いてきた。このうち、公氏、公貫、実躬は権大納言を極官とし、実蔭は参議のまま四十三歳で没している。公氏の父、実房が右大臣、左大臣になって後、大臣は出ていないのである。そうしたなかで、正平一統が破綻し、室町幕府の擁立により観応三年（一三五二）（九月に文和と改元）八月後光厳天皇が践祚すると、公秀は再び天皇の外祖父となる。公秀の女、秀子は光厳院の妃、崇光・後光厳の母で、後光厳の践祚後、十月に陽禄門院の院号の沙汰があった。二代の外祖父となったことで、公秀は任大臣の望みを申し出、容れられて十一月二十七日任大臣となる経緯は『園大暦』に詳しい。そのなかで、公秀も、公氏以来大臣を輩出していないことを認識し、天皇の外祖であることを根拠として任大臣を望んだことが知られる。なお、任大臣の翌日、十一月二十八日には、かねてから病の重篤であった秀子が、公秀の邸で亡くなった。公秀の内大臣就任は、結果的にはギリギリのタイミングで実現しえたと言えるであろう。さて、「かげなびく」が公秀の任内大臣の実績を踏まえているとすると、「家の風吹きぞつたへん」には、子孫にわたっても大臣が輩出するよう願う意が込められているとみられる。ちなみに公秀の子の実継、孫の公豊は、それぞれ内大臣に就任している。公秀以降、大納言を極官とするところから大臣を輩出する家へと、家格が一段上昇したと言えるであろう。当該歌に込めた公秀の願いは成就したということになる。

景物の文脈についてみると、「かげなびく」の「かげ」は、「末葉」の「藤」の影像または陰影をいい、それが「風」に吹かれることで「なびく」という脈絡が形成されている。

キ『新拾遺和歌集』十九・雑中（一七六九）

百首歌たてまつりしとき、庭竹　右大臣

家の風猶吹きたえず十代あまり又陰なびく庭の呉竹

『延文百首』雑十首中「庭竹」題の一首である。作者の久我通相は、延文元年（一三五六）七月二十一日に内大臣に任じられ（三十一歳）、延文五年九月三十日まで在任した。さらに、貞治元年（一三六二）十二月二十七日、右大臣に、貞治五年八月二十九日、太政大臣に任じられた。応安元年（一三六八）三月二十一日上表。後光厳天皇の召しによる『延文百首』は、延文元年八月に詠進の命が下されたが、通相は後から追加された歌人であり、端作りに「秋日同詠百首」とあるので、延文二年秋の詠進と考えられている（井上注（6）著書）。当時、通相は内大臣在任中であり、「陰なびく」はそのことを踏ま

えた表現であろう。

「家の風猶吹きたえず十代あまり」と詠まれる背景について、確認しておく。「十代あまり」とあるが、通相から自身を含め、直系を十一代さかのぼってみると、次のようになる。大臣に在任した場合、内大臣（内）、右大臣（右）、太政大臣（太）の略号をもって注記する。

顕房（右）―雅実（内・右・太）―雅定（内・右）―雅通（内）―通親（内）―通光（内・太）―通忠（大納言）―通基（内）―通雄（内・太）―長通（内・右・太）―通相（内・右・太）

このうち、雅通は通定の甥であるが、養子となった。唯一大臣になっていない通忠は、三十五歳で没した。その死去を悼む記事が『弁内侍日記』（建長二年十一月二十四日）にもみえる。大臣に至らなかったのは、比較的早く亡くなったことが影響しているであろう。雅実以来の久我家は、代々大臣を輩出する家格として定着していた。摂家に次ぐ、いわゆる清華家の一つである。「家の風」は、自家の系譜が綿々と十代以上にわたって大臣を輩出し続け、自らもまた内大臣に就任していることを踏まえた歌であることが確かめられる。

景物の文脈としては、「陰（かげ）」は竹の陰影をいい、「風」に吹かれて「庭の呉竹」の陰もなびくという脈絡が形成されている。

ク　『新続古今和歌集』十九・雑下（二〇〇三）

題しらず　　後押小路前内大臣

うきふしのしげき身なればかげなびく名さへかひなき窓の呉竹

作者の三条公忠は、延文五年（一三六〇）九月三十日に内大臣に任じられ（三十七歳）、貞治元年（一三六二）十二月に辞した。「かげなびく名」は大臣としての名声を表すであろう。「何かと憂う折節の多い身であるので、大臣としての名声を得ていても効のない私の境遇であるよ」というほどの歌意。これまでの歌とは違い、大臣に任じられながらも、支障が多く意のままにならない境涯を嘆く内容となっている。キ通相「家の風」歌と同じく「呉竹」を詠んでいて、「かげなびく」の「かげ」は竹の陰影いい、それが「なびく」という脈絡になっている。また、「うきふし」の「ふし」に「呉竹」の縁語「節」を掛けている。和歌文学大系12『新続古今和歌集』（村尾誠一著　明治書院　二〇〇一年十二月）は、本歌として「世にふれば事のはしげきくれ竹のうきふしごとに鶯ぞなく」（古今和歌集・雑下・九五八　よみ人しらず）を掲げる。同集において、公忠「うきふしの」歌は、「くれ竹の身のうきふしの数数にわが世の程をおもひしるかな」（為氏）と「呉竹の葉におく露や世中のうきふししげき涙なるらむ」（禅守）に挟まれており、「うきふし」「呉竹」を詠む歌が三首連続している。公忠の場合も、古今歌「世にふれば」の影響のもと、常套的となっていた表現を用いたと言えるであろう。

南朝で准勅撰とされた『新葉和歌集』にも「かげなびく」

の歌句をもつ歌がある。

ケ　『新葉和歌集』十六・雑上（一〇二〇）

正平八年内裏千首歌中に、門柳を

冷泉入道前右大臣

いかにして春をもしらぬわが門にうゑし柳はかげなびくらん

作者「冷泉入道前右大臣」は洞院公泰。正平一統の時、正平六年（一三五一）十一月、前権大納言・民部卿であった公泰は、南朝に参仕し、十二月大納言に任じられたことが『園太暦』『公卿補任』などから知られる。その後、南朝で大臣に任じられ、『新葉和歌集』には前掲のごとく、「冷泉入道前右大臣」の作者名で入集する。この歌の「かげなびく」も大臣在任を表すであろう。詞書によれば、正平八年内裏千首歌での詠であり、南朝に参仕して二年ほどの内に大臣（内大臣か右大臣か分明ではないが）に任じられたことになる。歌題「門柳」に応じて、「春になったことも知らないはずのわが家の門に植えた柳は、どのようなわけで、（いかにも春らしく）緑の枝が伸びて、その影が風になびくのだろうか」と詠むが、その春の柳にわが身の上を重ね、変転する社会情勢のなかで南朝に参じ、任大臣の機会を得た感慨を込めている。景物の文脈としては、「かげなびく」の「かげ」は柳の陰影もしくは（水面の）影像を表していることに注意しておきたい。[14]

なお、同じく南朝の廷臣であった二条教頼の作、

コ　そのかみにたれうゑおきて我が門の柳は代代にかげなびくらん（天授元年（一三七五）『南朝五百番歌合』春五・四十九番・右勝・関白）

も、「我が門」の「柳」にちなんで「かげなびくらん」と詠んでいる点で同想といえるであろう。

三　大臣在任の実績を詠む和歌（勅撰集以外）

引き続き、勅撰集以外から若干の例を取り上げる。九条道家主催の『光明峯寺摂政百首』[15]には、「かげなびく」を詠んだ歌が四首見出せる。

サ　秋の月ひさしき宿にかげなびく籬の竹は万代やへん（祝・月・定家　『拾遺愚草』一一八八）

シ　かげなびくみかさのやまのふぢのはなあさひさしいづるくもかとぞ見る（祝・雲・家隆　『玉吟集』五九〇）

ス　かげなびくみかさの山にゐる雲ののどけくもあるか風たたぬよは（祝・雲・有家　『夫木和歌抄』雑部十七・大臣・一六五一一）

セ　よをてらせかげなびくほしのくらゐ山なほさかゆかむすゑもはるかに（祝・星・有季　同・一六五一二）

建保三年（一二一五）九月十三夜の披講で、当時、道家は内大臣兼左近衛大将であった。いずれも祝題の作である。家隆歌、有家歌が「三笠山」を詠んでいるのは、左近衛大将の異称としての意を重ねているのであろう。また、定家歌の「秋

の月ひさしき宿」は、道家の同母姉立子が当時順徳天皇中宮であったことを踏まえ、皇后の異称「長秋宮」を和らげた表現を用いたもので、慶賀の意を増し加えているのであろう（なお、同百首は中宮立子御所で披講された）。そして、いずれも「かげなびく」と、主催者の大臣在任をことほいでいるとみられるのである。

冷泉政為『碧玉集』一・春（四七）にみえる次の例は、詞書に「任槐[16]」とあり、任大臣について「かげなびく」と詠んでいることが確実であろう。

ソ　旧巣鶯　正月廿九日侍従大納言家当座、二月廿五日任槐可有宣下之由今日内々勅許云々

鶯はふるすながらもかげなびく梢の春を今やしるらむ

「侍従大納言」は三条西実隆で、永正三年（一五〇六）二月、五十二歳にして内大臣に任じられた。『実隆公記[17]』同年正月二十九日条に「万里小路去年巡次事今日於此亭張行、仍民部卿、甘露寺、中御門中納言、右大丞、姉羽林、頭蘭等令持朝飯来臨、各請伴、十五首題探之、静可詠給之由各命之」とあり、この歌の詠まれた機会を伝えている。当時、政為は「民部卿」で、その参加が知られる。これ以前、実隆は大臣に任じられることを懇望し、内諾の勅答を得ていた。長享三年（延徳元年）（一四八九）権大納言に任じられから十八年目であった。そうした折に遭い、政為は任大臣の賀意を「かげなびく梢の春」と詠み込んだのである。景物の文脈では、「かげ」は「梢」の陰影の意となっている。

なお、かつて実隆は、

タ　名所松

もしも世にいきの松とし老いぬともかげなびくべき身とはたのまず（『雪玉集』六六六五）

と詠んでいた。文明六年（一四七四）秋の百首和歌で、当時、実隆は二十歳、従四位上右近衛中将であった。「名所松」題に応じて筑前国の「生の松（原）」を詠み込みつつ、長生して老年を迎えたとしても、と歌い出す。「かげなびくべき身とはたのまず」とは、将来大臣になるはずの身とあてにすることはしない、というほどの意であろう。実際、実隆は八十三年にわたる生涯を過ごすことになるが、青年時の歌とは異なって、後半生で任大臣を望み、それが叶うこととなった。景物の文脈において、この歌の「かげ」は松の樹陰を意味していることを確認しておく。

四　任大臣を予見・期待する和歌

先の実隆歌は、少なくとも表面上、任大臣への望みを否定的に詠んでいた。これとは逆の趣旨で、将来の任大臣を願ったり、予祝したりする和歌に「かげなびく」が用いられることもある。まず勅撰和歌集入集歌についてみておこう。

チ『続拾遺和歌集』二十・神祇

中納言に侍りける時、賀茂社にまうでて侍りける次

にさか木の枝ををりて歌講じ侍りける後、ほどへて
賀茂季保がもとにつかはしける　後土御門内大臣
ちはやぶる神にたのみをかけおきしさか木の枝のをりぞ
忘れぬ（一四二二）
返し　賀茂季保
神がきに祈りおきてしさかき葉のときはかきははかげな
びくまで（一四二三）

「後土御門内大臣」すなわち土御門定通は、承元三年（一二〇九）四月十日権中納言に任じられ（二十二歳）、建暦元年（一二一一）十月四日中納言に転じ（二十四歳）、建保六年（一二一八）十月八日権大納言に昇進した（三十一歳）。詞書によれば、上記中納言在任期間中の贈答ということになる。定通の父通親は、このころすでに故人であったが、周知のごとく後鳥羽院のもとで権勢をふるい、正治元年（一一九九）五十一歳にして内大臣に任じられた。定通が将来大臣に任じられることも期待されるところであったであろう。季保歌の「かげなびくまで」は、神域の榊葉が繁茂するさまを表すとともに、任大臣を予祝する意が込められていると考えられる。前掲イと同様、和歌文学大系は「影なびく―御威光に添う、意に内大臣の異名「かげなびく星の位」を掛ける」と、「かげなびく」に任大臣の意があることを指摘している。なお、実際、定通は嘉禎二年（一二三六）六月九日、四十九歳で内大臣に任じられた。

ツ　『玉葉和歌集』七・賀（一〇六三）
関白少将にてよろこび申し侍りけるつぎの日、前関
白のもとへよみてつかはしける　前大納言為氏
さしのぼる光につけてみかさ山かげなびくべき末ぞみえ
ける

詞書の「関白」は鷹司冬平、「前関白」はその父基忠である。冬平は弘安七年（一二八四）三月一日に右近衛少将となった。これに関わる詠歌である。「かげなびくべき末」とは大臣に任じられるにちがいない将来を意味するであろう。冬平はこの後、永仁六年（一二九八）五月左近衛大将となり、正安元年（一二九九）には二十五歳にして内大臣に任じられた。以後、右大臣、左大臣を歴任、二度にわたって太政大臣となり、また、摂政を務め、関白には三度なった。父の基忠は、文応二年（一二六一）左大将となり、弘長二年（一二六二）には十六歳で内大臣に任じられた。以後、右大臣、左大臣を歴任し、また関白となり、子息の冬平が左少将となった弘安七年には前関白左大臣であった。岩佐美代子『玉葉和歌集全注釈 中巻』（笠間注釈叢刊　笠間書院　一九九六年六月）では、「みかさ山」について「藤原氏の氏神、春日神社の後の神聖な山であるとともに、近衛大・中・少将の異称。「さし」は「笠」の、「のぼる」は「山」の縁語」、「かげなびく」について「「影靡く星」は内大臣の異称」と注し、一首を「ご子息が少将に任官され

ましたその栄光を見るにつけて、やがて大将に昇り、大臣になられる将来が予測されることですよ」と通釈している。従うべきであろう。さて、景物の文脈としては、「さしのぼる光」について「かげなびく」と言われていることになろうか。「さしのぼる光」は、和歌文学大系39『玉葉和歌集（上）』（中川博夫著　明治書院　二〇一六年一月）に「旭日の昇りゆく光」とされているように、「日の光」と考えておく。

上述の検討により、官途に関わって「かげなびく」が詠まれる場合、任大臣を意味していると解すべきであることが明らかになったであろう。

こうしてみてくると、次に掲げる治承二年（一一七八）三月『別雷社歌合』で詠出された平時忠の歌は、かなり直接的に任大臣の願いを表しているということになる。

テ　ちはやぶる神のめぐみにかげなびく位の山にのぼる身となせ（述懐・四番・左勝）

歌合催行当時、時忠は権中納言・従二位（『公卿補任』四十九歳）。一族の重盛は前年、内大臣に任じられていた。遡って、清盛は仁安元年（一一六六）内大臣に任じられ、翌年には太政大臣となった実績がある。時忠が大臣を望む願いを神に表明しても不自然ではなかったのであろう。なお、時忠は、寿永二年（一一八三）正月、正二位にして権大納言に昇進するが、同年の平家都落ちにより、八月に解官、極官は権大納言という結果になった。

五　歌ことばとしての「かげなびく」

「かげなびく」について、谷川士清『和訓栞』[18]には、次のようにある。

かげなびくほし　影靡星の義内大臣をいへり　三公を三台星にたとふ　内大臣は三公の員外なれどもやがて三公に轉任すべき官なればかげなびくといふといへり

和田英松『新訂 官職要解』（所功校訂　講談社学術文庫　一九八三年十一月）はこれに拠り、内大臣の項に「カゲナビクホシとは、内大臣は員外の大臣なれど、三台星にたとえられた三公に転任すべき官であるから名づけたのだと、谷川（士清）氏はいう」と記している。『日本国語大辞典』（小学館）、『角川古語大辞典』などでは、「かげなびくほし」の項目を立て、上記の説に拠り、内大臣の異称としている。ところが、「かげなびく」は、内大臣のみに対応するとは限らないようである。

『俊成家集』[19]に次の歌がある。

ト　少将（成家朝臣）かものまつりのつかひせしとき、いでたちはみぎのおとどの六条ほりかはなりき、権大納言（実家卿）とぶらひわたりて、まひ人の座の二献勧盃といふことなどせられてのち、又の日かれよりきのふのしだいことごとよろしかりしこと、いでたちのところ大臣のいへなるに、亭主当時ゐられてことおこな

はれき、ありがたきれいなりなどいはれて侍りし返事のついでに、つかはし侍りし

かげなびく玉のうてなのむしろにも君をまちてぞひかりそひにし（四〇七）

文治五年（一一八九）四月の賀茂祭に際しての詠である。「かげなびく玉のうてな」は、詞書から右大臣実定の六条堀河の邸をいうことが知られる。亭主が大臣であることを踏まえて「かげなびく」と詠み出されたのであろう。ここでは、内大臣ではなく右大臣について「かげなびく」が用いられているのである。

順徳院『紫禁和歌集』（新編国歌大観）の朗詠題百首に、

ナ　丞相

みかさ山岑の梢にかげなびく星の光はくもらざりけり（一二七八）

の一首がある。「丞相」はもともと『和漢朗詠集』の部立名であるから、中国の官職名と日本における大臣の唐名とを示してるはずである。ここでは「みかさ山」が詠まれているので、本朝の大臣を題材にしていることになるであろう。平安時代の詩文でも左大臣を「左丞相」、右大臣を「右丞相」とする称はごく一般的に用いられていたのであり、ここでの「丞相」も大臣一般に対応していると考えられる。

南北朝時代の『朗詠題詩歌』にも、「丞相」題八首中、四首に「かげなびく」が詠まれている。

ニ　かげなびく雲のうへ人春きぬとほしのくらゐにけふはいづらん（三三三四　按察入道公敏）

ヌ　影なびくみかさのやまのはるのひはのどけき御代のひかりなりけり（三三三五　瑚子）

ネ　かげなびくかはぞひやなぎすずしとてあふがぬ人やすくなかるらむ（三三三六　禅職師）

ノ　かげなびく人のこえ行くくらゐやまこれよりたかきみちやなからん（三三三七　尊位）

『蒙求和歌』（片仮名本）の「于公高門」で詠まれた、

ハ　カゲナビククルマヲミレバワガカドヲココロヒロクゾオモヒタチケル（八九）

も、そもそも漢故事に基づくのであるから、内大臣ではありえない例である（注文には「定国ニイタリテ大臣ニナル」）。

「かげなびく」は、内大臣に限らず、大臣一般を表すとみるべきであろう。

では、「かげなびく」が内大臣を表すことを前提とした『和訓栞』の説が当たらないとすると、そもそも大臣在任を「かげなびく」というのは何に由来するのであろうか。唐名を含む漢語としての大臣の異称のいずれかを和らげたものではないかとも想像されるのであるが、適当な語例を見いだしていない。あるいは、大臣の異称である「槐」（任大臣を表す「任槐」は記録類にも普通に用いられる。また、槐位・槐庭・槐鼎・槐門などの称もある）にちなむものであろうか。それとも、三公す

なわち大臣を三台星になぞらえることに関係するのであろうか。いずれについても、確たる証跡を見いだしておらず、成案を得ていない。なお、後考を俟ちたい。

すでにみてきたように、「かげなびく」は様々な景物に関して用いられている。何の「かげ」について「なびく」と詠んでいるのかという観点から、これまでの例を分類し、いくらか例を付け加えておく。

＊「星」―セ・ナ・ニ

かげなびくほしのくらゐものどかにてそらにぞしるき御代のけしきは（『千五百番歌合』祝・千九十五番・右勝・家隆）

＊「月」―ア・イ・ウ・エ・オ

かはらずも幾よの友とすむ月の宿の軒ばにかげなびくらん（『為和詠草』〈冷泉家時雨亭叢書〉大永三年（一五二三））

＊「日」―ツ・ヌ

出づる日のかげなびくにもあふぐなり光あまねき関の東を（『後十輪院内府集』〈新編国歌大観〉一五八一）〔中院通村　正保四年（一六四七）任内大臣〕[20]

＊「雲」―ス

＊「藤」―カ・シ

むらさきのふぢのうらわにかげなびくゆかりもいかにすずしかるらん（『皇太后宮大進集』二二）〔徳大寺実定　寿永二年（一一八三）任内大臣〕

＊「花」「桜」

をとこ山花のしらゆふかけてけりかげなびくべき君が春とて（『草庵和歌集』神祇　一三九九）〔「君」は足利尊氏　極官は権大納言　没後、左大臣さらに太政大臣を贈られる。[21]〕

なれて見ん千世のあるじの宿の花かげなびくべき春を契りて（伊勢貞仍『下つふさ集』七九）〔「あるじ」は足利義尹（義稙）

ただし極官は権大納言[22]〕

うつしうゑばはやえだかかれかげなびく宿にさくらの雲かかるまで（『下つふさ集』一〇六）〔徳大寺実淳　文明十三年（一四八一）任内大臣　同十七年辞す〕

＊「柳」―ケ・コ・ネ

いく年か古枝の柳かげなびく宿にひかれて若がへるらん（『為和詠草』享禄五年（一五三二））

＊「松」―タ

かげなびく松の風よりひびききてかはらぬ琴の音をやそふらん（文安三年（一四四六）『詩歌合』三十番・松声入琴・右持・中院通淳）

＊「竹」―キ・ク・サ

＊「榊」―チ

＊「梢」―ソ

＊「車」―ハ

このように、さまざまな景物と結んで「かげなびく」が用いられていて、もはや用例から本来的にどの景物に関わるものなのかを探ることができない状況になっている。こうした

実態によって、かえって「かげなびく」の歌ことばとしての特徴が知られるであろう。「かげなびく」は大臣在任を表す語句として広く認識され定着しており、それが折に触れ、さまざまな景物に寄せて用いられているのである。大臣在任の意を含む文脈と景物の文脈とが重層している歌が多い。「かげ」は、景物との関係から、場合によって、光の意味にも、陰影の意味にも、影像の意味にもなっている。このように、多義性をもつ「かげ」に動詞「なびく」が連接した歌ことばである「かげなびく」が活用されている様相を観察することができるのである。

なお残された課題もあるが、ひとまずここで稿を閉じることとする。

注

（1）『大東急記念文庫善本叢刊 中古・中世篇 第四巻 和歌Ⅰ』（汲古書院 二〇〇三年四月）に拠る。

（2）片桐洋一編『八雲御抄の研究 枝葉部・言語部 研究編』（和泉書院 一九九二年二月）では、大臣の異名である「かげなびく」を詠む例歌として当該歌を掲げる。

（3）大取一馬『新勅撰和歌集古注釈とその研究〔上〕〔下〕』（思文閣出版 一九八六年三月）参照。

（4）大取一馬『新勅撰集公古抄とその研究』（龍谷學會 一九九五年六月）参照。

（5）坂口仁美「『続拾遺和歌集』考―特に賀部の構成と特徴について―」（『語文』（日本大学）六五 一九八六年六月）には「755番歌は「ひかりは身にもあまるらんのぼるみかさの山のはの月」と言っているので、公相が近衛左大将となった光栄の意を込めていることがわかる」とある。

（6）井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』（改訂新版再版 明治書院 一九八九年三月）二三二ページ。

（7）小川剛生『中世和歌史の研究 撰歌と歌人社会』（塙書房 二〇一七年五月）収載の翻刻による。

（8）井上宗雄『増鏡（下）全訳注』（講談社学術文庫 一九八三年十月）による。小川剛生編『拾遺現藻和歌集 本文と研究』（三弥井書店 一九九六年五月）では、経継歌（一八三）の頭注で詠作機会を「元応二年秋為世勧進玉津嶋社歌合」とし、『増鏡』の記事（「さて大納言は」から「勢ひことに響きて下る」まで）を掲げる。

（9）『続史愚抄』は『増鏡』にみえる社参を元応元年九月のこととして掲出する。

（10）『園太暦』三（続群書類従完成会 一九七一年三月）に拠る。

（11）菊亭については、川上貢『日本中世住宅の研究〔新訂〕』（中央公論美術出版 二〇〇二年五月）参照。

（12）『内閣文庫所蔵史籍叢刊 古代中世篇 第七巻』（汲古書院 二〇一六年十月）に拠る。

（13）岩佐美代子『京極派歌人の研究〔改訂新装版〕』（笠間書院 二〇〇七年十二月 初版一九七四年四月）。

（14）和歌文学大系44『新葉和歌集』（深津睦夫・君嶋亜紀著 明治書院 二〇一四年十二月）は「参考」として『久安百首』の清輔歌「我がかどの五もと柳いかにして宿によそなる春をしるらん」

（春・九一一）を挙げている。詞の重なりも多く、影響を受けた可能性が認められるであろう。

(15) 渡邉裕美子『新古今時代の表現方法』（笠間書院　二〇一〇年十月）参照。同書に百首の本文集成がある。

(16) 中国周代、三本の槐（えんじゅ）のもとに三公（太師・太傅・太保）が座した（『周礼』）とされることから、「槐」が公に相当する日本の大臣の称として用いられた。

(17) 『実隆公記』四（大洋社　一九三五年十二月）に拠る。

(18) 『増補語林 和訓栞 上巻』（名著刊行会　一九六八年十一月）による。

(19) 松野陽一・吉田薫編『藤原俊成全歌集』（笠間書院　二〇〇七年一月）に拠る。前掲『新勅撰和歌集全釈』は、一一五八番「いかさまに」歌の【語釈】で当該歌を掲げ、「「かげなびく玉のうてな」は、大臣（右大臣）の家をいう」と注している。

(20) 林鵞峰の漢詩に和した歌。鈴木健一『近世堂上歌壇の研究増訂版』（汲古書院　二〇〇九年八月）に詳しい考察があり、「「かげなびく」については、『草庵集蒙求諺解』において「おとこ山花のしらふゆかけてげりかげなびくべき君が春とて」の「かげなびく」が「大臣の異名也。八雲御抄に出」と評言がある。これもまた内大臣就任に因んでいるのである」と述べられている。

(21) 足利尊氏家の「寄花神祇」題の歌であり、「花のしらゆふ」は桜花を白木綿に見立てた表現と考える。「かげなびく」については、和歌文学大系65（明治書院　二〇〇四年六月、『草庵集』は酒井茂幸校注）に「〇下句―内大臣におなりになるようあなたの時世の盛りを祈って。「影なびく」は内大臣の異名「影なびく星」を表す」とある。

(22) ただし、この「かげなびくべき」は将軍復位を意味しているかもしれない。他にも征夷大将軍に関して「かげなびく」と詠んでいる可能性のある歌がみられる。なお要検討。

【付記】龍谷大学仏教文化研究所の二〇一六年度第一六回研究談話会（二〇一七年一月二十六日　於龍谷大学）における報告「官職名を詠む和歌」が本稿執筆の契機となった。機会を与えてくださった藤田保幸氏をはじめご教示をいただいた諸氏に感謝し、厚くお礼申し上げます。

（さとう・あきひろ　都留文科大学教授）